

滑川町立宮前小学校校舎増築事業に係るプロポーザル審査要領

1. 目的

本要領は、滑川町立宮前小学校校舎増築事業（以下「本事業」という。）に係る優先交渉権者（受注候補者）の選定を適切に行うために定める。

2. 審査委員会

優先交渉権者の選定は、滑川町立宮前小学校校舎増築事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の評価に基づき行う。

3. 審査方法

参加者から提出された提案書等について、プレゼン・ヒアリングを実施した上で、審査基準に基づき提案内容審査及び提案価格審査を行う。

4. 事前審査

（1）参加表明書等の確認

参加資格について、資格確認調書等を基に事務局が確認し、要件を満たさない場合は、失格とする。

（2）提案書等提出書類の確認

提案書等の提出物又は記載内容の不備により審査が困難な場合は、失格とする。

（3）提案価格の確認

提出された提案価格が契約上限額を超過した場合は、失格とする。

5. プレゼン・ヒアリングの実施

（1）参加人数は5名以内とする。

（2）プレゼン等の時間は、参加者決定後、別途通知する。

（3）プレゼンは提案書をもとに行うものとし、提案書と異なる提案は認めない。

（4）PCの持込みを可とする。（スクリーン・プロジェクターは町で用意可能）

6. 優先交渉権者の選定

（1）提案内容審査及び提案価格審査の点数を合計し、最も点数の高い者を優先交渉権者とし、優先交渉権者の次に点数の高い者を次点者として選定する。

- (2) 参加者が1者の場合であっても、審査委員会による審査を行うものとし、審査の結果が最低基準点以上である場合、優先交渉権者として選定する。

7. 審査基準等

(1) 提案内容審査

- ・点数は、審査項目ごとに各審査委員の点数を合計し、その平均点（小数点以下第2位を四捨五入）とする。各提案者の点数は、各項目の平均点の合計とする。
- ・提案内容審査に係る配点の6割を最低基準点とする（66点）。

ア 点数化の方法

各審査項目につき5段階で評価し、各評価区分に応じた数値を配点に乗じて点数化する。

評価	評価	点数化方法
A	要求水準を上回り、大変優れている	配点×1.0
B	要求水準を上回り、優れている	配点×0.8
C	要求水準を満たし、いくつか優れている点がある	配点×0.6
D	要求水準を満たし、わずかに優れている点がある	配点×0.4
E	要求水準を満たしている	配点×0.2

イ 審査項目及び配点

審査項目	配点
1 実績に関する事項【20点】	
(1) 設計業務に係る実績（過去5年以内における企業及び配置技術者の実績）	10
・延床面積500㎡以上の学校等公共施設の新増築 ・デザインビルドによる学校等公共施設の新増築	
(2) 施工業務に係る実績（過去5年以内における企業及び配置技術者の実績）	10
・延床面積500㎡以上の学校等公共施設の新増築 ・デザインビルドによる学校等公共施設の新増築	
2 事業計画に関する事項【50点】	
(1) 全体計画・方針	

<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育（施設）に関する国や町の動向を踏まえているか。 ・学校の実態やニーズを踏まえているか。 ・要求水準書の基本方針を踏まえているか。 ・実効性のある工夫や提案があるか。 	10
（２）実施体制	10
<ul style="list-style-type: none"> ・確実かつ迅速な事業の履行が見込める体制か。 ・設計、施工、工事監理の役割は明確かつ妥当か。 	
（３）工程・施工計画	15
<ul style="list-style-type: none"> ・無理が無く、妥当な工程か。 ・設計や施工に付随する調査や各種手続きを考慮しているか。 ・工期短縮に関する工夫があるか。 ・学校敷地内であることを考慮し、授業や学校行事等に支障をきたさない工夫はあるか。 	
（４）事業リスクと施工上の安全確保	10
<ul style="list-style-type: none"> ・リスクを的確に把握し、対応策を講じているか。 ・児童、教職員、地域住民の安全確保対策を講じているか。 ・緊急事態発生時における、工程に支障をきたさない工夫があるか。 ・業績不振や、会社破綻時におけるバックアップ体制があるか。 	
（５）地域貢献	5
<ul style="list-style-type: none"> ・町内事業者の活用に関する提案はあるか。 ・地元経済に貢献する提案があるか。 ・（JVの場合）町内事業者を構成員としているか。 	
3 施設計画に関する事項【40点】	
（１）配置・構造	10
<ul style="list-style-type: none"> ・児童、教職員等の学校利用者に配慮した配置や動線となっているか。 ・既存校舎との調和が図られているか。 ・気温、湿度、騒音対策等、教育環境の充実に係る工夫や提案はあるか。 ・災害対策や防犯対策等、安全性が確保されているか。 ・ユニバーサルデザインに配慮しているか。 	
（２）外構計画	5

<ul style="list-style-type: none"> ・既存校舎との接続は、児童、教職員等の学校利用者に配慮した計画となっているか。 ・花壇は動線や景観に配慮しているか。 	
(3) 脱炭素化	10
<ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素化に関する国の動向等を踏まえているか。 ・エネルギー、資源の有効活用に配慮し、環境負荷低減を踏まえた計画となっているか。 ・エネルギー削減率など具体的な数値に基づいているか。 ・児童の意識啓発に資するか。 	
(4) ライフサイクルコストの低減	10
<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理、修繕、更新のしやすさを考慮しているか。 ・ライフサイクルコストの試算はなされているか。 ・施設、設備の更新計画はあるか。 ・実効性のある工夫や提案はあるか。 	
(5) 自由提案	5
<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育に関する国の動向や町の地域性等を踏まえているか。 ・ICTの活用、児童の交流や協働、地域住民との交流など、個別最適な学びと協働的な学びに資するか ・児童にとって魅力的か。 ・教職員にとって魅力的か。 	
合計	110

(2) 提案価格審査

ア 点数化の方法

提案価格審査の配点は、提案金額を以下の式で点数化する。(小数点以下第2位を四捨五入)
ただし、参加者が1者の場合には、契約上限額以下であることを前提とした上で、当該参加者の提案価格審査点を30点とする。

審査項目	点数化方法	最高点
提案価格	最低提案価格を満点とし、他の提案価格については下記の式にて算定。 (最低提案価格 ÷ 当該提案価格) × 30点	30

(3) 総合評価

提案内容審査及び提案価格審査の得点合計により、優先交渉権者及び次点者を選定する。

なお、最高得点が同点の場合は、提案内容審査の点数が上位の者を優先交渉権者とする。

審査項目	配点
提案内容審査	110点
提案価格審査	30点
合計点	140点